

新型コロナウイルス感染拡大に伴う フリーランスへの影響と支援策について

2020.3.19



プロフェッショナル & パラレルキャリア
フリーランス協会

誰もが自律的なキャリアを築ける世の中へ

自己紹介

平田麻莉

一般社団法人プロフェッショナル&パラレルキャリア・
フリーランス協会 代表理事
PRアドバイザー、出版プロデューサー、ケースライター



福岡市出身。慶應義塾大学総合政策学部在学中にPR会社ビルコムの創業期に参画。国内外50社以上において広報の戦略・企画・実働を担い、リンクアンドモチベーション、リクルートスタッフィング、インテリジェンス（現パーソル）等の広報経験を通じて企業と個人の関係性に対する関心を深める。ノースウェスタン大学ケロッグ経営大学院への交換留学を経て、2011年に慶應義塾大学大学院経営管理研究科修了。同大学ビジネス・スクール委員長室で広報・国際連携を担いつつ、同大学大学院政策・メディア研究科博士課程で学生と職員の二足の草鞋を履く（出産を機に退学）。

現在はフリーランスで広報や出版、ケースメソッド教材制作を行う傍ら、2017年1月にプロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会設立。プロボノの社会活動として、政策提言を始めとする8つのプロジェクト活動、フリーランス向けベネフィットプランの提供などを行い、新しい働き方のムーブメントづくりと環境整備に情熱を注ぐ。政府検討会の委員・有識者経験多数。

日本ビジネススクール・ケース・コンペティション(JBCC)発起人、初代実行委員長。パワーママプロジェクト「ワーママ・オブ・ザ・イヤー2015」、日経WOMAN「ウーマン・オブ・ザ・イヤー2020」受賞。

フリーランス協会とは



誰もが自律的なキャリアを築ける世の中へ
～自分の名前で仕事をしたい人のためのインフラ&コミュニティ～

フォロワー数
(メルマガ、SNS)

25,576人

一般会員数
(有料会員)

3,677人

法人会員数

222社

※2019年2月29日現在

活動内容

①互助の場づくり

- ・コミュニティ形成
- ・スキル＆キャリアアップ支援

個人会員



プロフェッショナル & パラレルキャリア
フリーランス協会

(非営利)

②共助の仕組みづくり

- ・ベネフィットプラン
(保険、福利厚生)
- ・フリーランスDB

法人会員

③公助への働きかけ

- ・政策提言
- ・自治体連携

行政・ メディア

事務局運営

#全国4拠点、42名

#全員 当事者

#全員 複業

#ほぼ全員ボランティア

#フルリモート

#プロジェクト型

#ダイバーシティ

止まらない悲鳴

- ◆全国一斉休校要請（2月27日）
- ◆大規模イベント自粛要請（2月26日）
- ◆フィットネスクラブ・ライブハウス等の運営自粛要請（3月1日）

寄せられたコメント①全国一斉休校要請



- ・シングルファーザーで小学生を抱えるため休業を余儀なくされている（エンジニア）
- ・一斉休校のため、入っていた仕事を断った、オンラインに変更（価格やすくなつた）、対面の仕事を入れられない、着付師の仕事はイベント自体取りやめや延期で激減（着付師）
- ・区の施設の水泳教室のため、学校が休みになつたら開催は難しい状態に。3月中旬までの予定の教室が2/28からすべて休講となり、4月から開始予定が5月からになりました。指導のないときは監視業務でしたが、一般開放も中止のため、そちらの仕事もなくなりました。（水泳指導）
- ・学校休校に伴い習字教室も臨時休講せざる得なく、収入がなくなる。それでもテナント家賃や光熱費がかかる為、赤字。（習字教室の先生）
- ・卒業式の中止により、卒業袴の当日撮影のキャンセル（またはキャンセルの可能性）・スポーツ大会の中止により、雑誌での取材、撮影のキャンセル・各種イベント、講演会等の中止により、撮影のキャンセル（フォトグラファー）
- ・小学校低学年の子供が休校により毎日家にいるため（学童は13時以降開園）仕事ができる時間が非常に限られる。その分は仕事を断る（=収入減）+深夜早朝に仕事をすることで対応せざるを得ない状況。

・普段繁忙店で有名な美容室で働かせて頂いてるのですが、（朝オープン前に20名弱とか並びます）休校措置が出た次の日から朝も3人並べば良い方、帰るまでも今までの3分の1程度のお客様しか担当出来ず、歩合で決まるので収入が全然見込めません。これがいつまで続くのかの不安と政府はどこまで保障してくれるのか…不安でなりません。小学生の子供二人育てながらのシングルの家庭なので生活かかってます。（美容師）

・コロナの影響で、見込んでいた客数が、かなり減っています。小さなお子さんのいるお客様も多いので、今回の休校により、外出出来なく、無論、ネイルサロンにも出掛けられないお客様方等が、その原因となっていると思われます。3/8(日)の時点で、来週の予約数はゼロです。中小企業等に出されている補助の内容等は、前年の同月との売上と比較して…とありますが、私自身、経営は9年になりますが、昨年は、子供が待機児童となってしまった為、主人が仕事が休みの日しか営業出来なかつたのが事実です。ですので、前年と比べられると、どうしようもありません。（ネイリスト）

・3月に入り、お客様の来店が著しく減った。当店は主婦の方が多いので、学校が休校になり子供が家にいる理由で家から出られないというのも理由にあると思います。給料は歩合の為、スタッフ一同非常に困っております。（リラクゼーション）

寄せられたコメント②大規模イベント自粛要請



- ・3月のコンサートは全キャンセル、4月のコンサートは半分キャンセル、5月も2本キャンセルが決まっています。 (コンサート制作業)
- ・すべての仕事がキャンセルになり無収入になりました。収束が見えないため4月の仕事もすでにキャンセルになり2ヶ月強、無収入になります。 (ピアニスト)
- ・現場となる音楽公演が、一方的にしかも2現場キャンセルされ、翌月の生活費や資金がない。 (サウンドデザイナー)
- ・3月予定の学会、その他イベント中止により、仕事依頼案件が全てキャンセルでゼロ収入 (映像 音響 オペレーター)
- ・3月中のイベント中止、延期に伴い仕事がキャンセルに。ダンススタジオも1ヶ月休講になったため、収入源の3分の2がゼロになってしまいます。4月頭に予定されているワークショップも、今の状況で決行出来るか判断が難しく、精神的にもストレスを感じています。 (ダンサー、ダンスインストラクター)
- ・イベントMC中止、披露宴司会延期.新入社会人研修、スキル研修中止 (フリーアナウンサー)
- ・海外イベントがなくなり旅費に (キャンセル等) 大きなマイナスが出ました。国内イベントも激減しています。 (ライター)

- ・3月に入っていた通訳の仕事が今のところ4月に延期。イベントの中止などが発生しています。延期を提案された日付が空いていたのでよかったです、もしも学校行事などと被る場合、延期したこと仕事が減っていました。なお延期されると来月入る予定の収入が、翌々月になり、そういったことも影響がでます。 (通訳・翻訳)
- ・3月だけで講演が17件中止になり、年収の半分が失われた。 (講師)
- ・出展先のイベントが開催中止になりました。既に経費を支払っていて返金がない物もあり支出のみでマイナスになってしまいます。 (講師)
- ・3月の研修および付随する打ち合わせがキャンセル・延期に。4月以降もまだスケジュールが見えていない状況。プラス、学校の休校により、子供(息子・8歳)の預け先に奮闘。収入源だが支出が増え状態。 (人材(組織開発・コーチング))
- ・旦那さんは、複数のスクールで英会話講師をしています。今回のコロナウィルスの影響で、授業が休講になり収入が激減してしまった。この状態が続けば生活出来なくなってしまう。 (英会話講師)
- ・クライアントの取引先が、イベント中止など、そのためチラシや販促物が無くなり仕事が回されなくなった (グラフィックデザイナー)

寄せられたコメント③フィットネスクラブ等の運営自粛要請ほか

プロフェッショナル & パラレルキャリア
フリーランス協会

・施設が3月前半は利用できず、後半も利用再開のめどが立たないこと、活動自粛を要請するという政府の方針に合わせる形で、所属しているクラブの3月中の全教室レッスン（週6レッスン）が中止になりました。また小学校や放課後事業でのレッスン（週4回）もすべて中止になりました。生徒の皆さん的新年度の更新手続きもできないまま、活動がすべて止まった状態です。3月無収入は確定。いつまで無収入なのかまったく見通しがつきません。（スポーツインストラクター）

・政府の自粛要請により、フィットネスクラブのスタジオレッスンがほぼ閉鎖になり、2週間丸々休みになりました。ありがたい事に給与補償をしてくださる会社様もいらっしゃいましたがごく少数です。約半月分の給料がなくなり、また状況によっては自粛期間延長の可能性もあるとの事でこの先が不安です。給与補償がないというのを知った上でフリーランスの道に進んだのでその為の貯金でしばらくは生活出来ますが、業務再開の目処が絶たれてしまうような事態になると非常に不安です。（フィットネスインストラクター）

・2月末から3月末まで、突然仕事が無くなりました。自治体が主に開催している介護予防運動教室が全て休止となり、報酬が全て補償されないという現況。小2の子供もあり二人暮しです。生活が貧困です。（フリーインストラクター）

・子供がいる世帯だけの補償の線引きはやめて頂きたい！不公平極まりない。子供がいる世帯も補償無いならまだわかる。そんな不公平な分配するならそのお金で病院や隔離施設の一つでも用意して備えて欲しい。私はフィットネスクラブが三月から休業の為現在収入ゼロです。子供が居ないからの理由で私のような子供を持てない家庭が全て被害を被るのはおかしい。もちろん協力はするが、不公平過ぎるのはやめてください。フィットネス業界が名出しされ一番被害を被ってるのは末端の外部講師陣です。スポーツクラブは月会費や休会費を現在もお客様から吸い上げています。なんとかしてください。生活出来ません。（フィットネスインストラクター）

・新規予約が全く入らず、既存の予約に対してもキャンセルが多発しています。そのため、購入した施設のローンの返済が滞る懸念があります。（宿泊業）

・国内ツアーが中止になり仕事が一切なくなりました（バスガイド）

・仕事が8割減した（民泊清掃）

・サービス業をメインに顧客に抱えているため、キャンセルで現状収入60%減（デザイン業）

政府によるフリーランス推進

そもそもフリーランスとは？

「特定の企業や団体、組織に専従しない独立した形態で、
自身の専門知識やスキルを提供して対価を得る人」

⇒ 雇用ではなく、業務委託で
会社の看板ではなく、自分の名前で



独立系
フリーランス
(雇用関係なし)



副業系
フリーランス
(雇用関係あり)
※派遣・アルバイトを含む



生活を直撃！！



出典：「プロフェッショナルな働き方・フリーランス白書2018」

複合的な要因から、この3年の間にフリーランスへの注目が高まっている

機会：
独立・副業の敷居が
低下

課題：
労働人材不足と
経済縮小



多様な働き方が
可能&求められる時代に

一億総活躍

人生100年時代

副業解禁

スキルシェア

関係人口創出

70歳までの就労機会確保

オープンイノベーション



フリーランス人口推計（厚生労働省）



2018年の広義のフリーランス人口は約390万人で、
国内労働人口の約6%（副業・兼業人材を含む）

自分で事業等を営んでいる者

約538万人

雇われない働き方（※）

※「個人業務請負・受託」「自由業、フリーランス」「インディペンデント・コントラクター」「クラウドワーカー」「自営型テレワーカー、在宅ワーカー」「シルバー人材センターの会員」「内職」を選択した者

約188万人

法人の経営者、個人事業主で「店主」ではない者

（「法人（会社など）の経営者」「個人事業主」で、自身の店舗を構えて、主に一般の消費者を相手に、商品・サービスの販売や飲食の提供等を行っている「店主」ではない者）

約202万人

従業員を常時使用していない

※家族従業員のみ使用する場合を含む

約367万人

188万人 + 202万人

約228万人

主に「事業者」を直接の取引先

※主な取引先が仲介事業者自身の者や仲介事業者を通じているが、主な相手先は「分からない」という者も含む

約170万人

約58万人

出典：「雇用類似の働き方の者に関する調査・試算結果等（速報）」JILPT
<https://www.mhlw.go.jp/content/11911500/000501194.pdf>

フリーランス人口推計（内閣府）



2019年の「広義のフリーランス」人口は約341万人で、
そのうち112万人が副業従事者

No.	1	2	3
考え方	就業形態：自営業主（雇人なし・実店舗なし）・内職 産業区分：農林漁業を除く <本業・副業区分> 本業：おもな仕事が上記就業形態・産業区分 副業：副業・兼業が上記就業形態・産業区分	就業形態：自営業主（雇人なし・実店舗なし）・内職 職業区分：農林漁業従事者を除く <本業・副業区分> 本業：おもな仕事が上記就業形態・職業区分 副業：副業・兼業が上記就業形態・職業区分	就業形態：自営業主（雇人なし・実店舗なし）・内職 ・一人社長 産業区分：農林漁業従事者を除く <本業・副業区分> 本業：おもな仕事が上記就業形態・産業区分 副業：副業・兼業が上記就業形態・産業区分
規模(約) (試算)	306万人 本業：200万人 副業：106万人	315万人 本業：207万人 副業：108万人	341万人 本業：228万人 副業：112万人
4	※就業形態・職業区分はNo.2と同じ。 本業を「仕事をおもにしている」者に絞り込み。 (仕事がおもでない、家事・通学等がおもの者は副業扱い)	※就業形態・職業区分はNo.3と同じ。 本業を「仕事をおもにしている」者に絞り込み。 (仕事がおもでない、家事・通学等がおもの者は副業扱い)	315万人 本業：158万人 副業：157万人
5			341万人 本業：178万人 副業：163万人

出典：「日本のフリーランスについて－その規模や特徴、競業避止義務の状況や影響の分析－」内閣府 政策課題分析シリーズ
(2019年7月) <https://www5.cao.go.jp/keizai3/seisakukadai.html>

一部の準従属労働者を除き、基本的には事業リスクを負う責任と覚悟を持つ

労働者 = 労働法

- ・場所/時間/業務量の制約（人的従属性）
 - ・特定取引先またはプラットフォームへの経済的依存性が高い、一方的な値決め（経済的従属性）
- 保護の在り様が検討されている

事業者 = 競争法

- ・就労場所/時間/業務量の裁量あり（自律性）
 - ・不特定多数の取引先と交渉に基づき報酬合意（経済的自立性）
- 過剰な保護や規制は創造性/主体性を損なう恐れ
(取引の公正さと透明性が前提)



著名人、タレント —

独立自営業者

独立自営業者
予備軍
(副業人材含む)

準従属労働者

※事業者として本来あるべき姿である
経済的自立を為していない

取引先数、
専門性、
スキル、
交渉力、
実績、
覚悟…



政府によるフリーランスの環境整備



労働者と比較した際に、浮かび上がる論点

事業リスク対策 Business Risk

最低報酬

労働時間規制

失業保険

ジョブマッチング機関
(業務委託版ハローワーク)

スキルアップ/キャリアアップ
支援・助成

契約トラブル対策 Business Trouble

契約条件の明示

契約内容の決定・変更・終了ルールの明確化

契約の履行確保

ハラスメントの防止
(セクハラ、パワハラ、マタハラなど)

トラブルの相談窓口

生活健康リスク対策 Life Risk

出産・育児・介護などのセーフティネット
(休暇や所得補填)

労災保険

健康保険組合

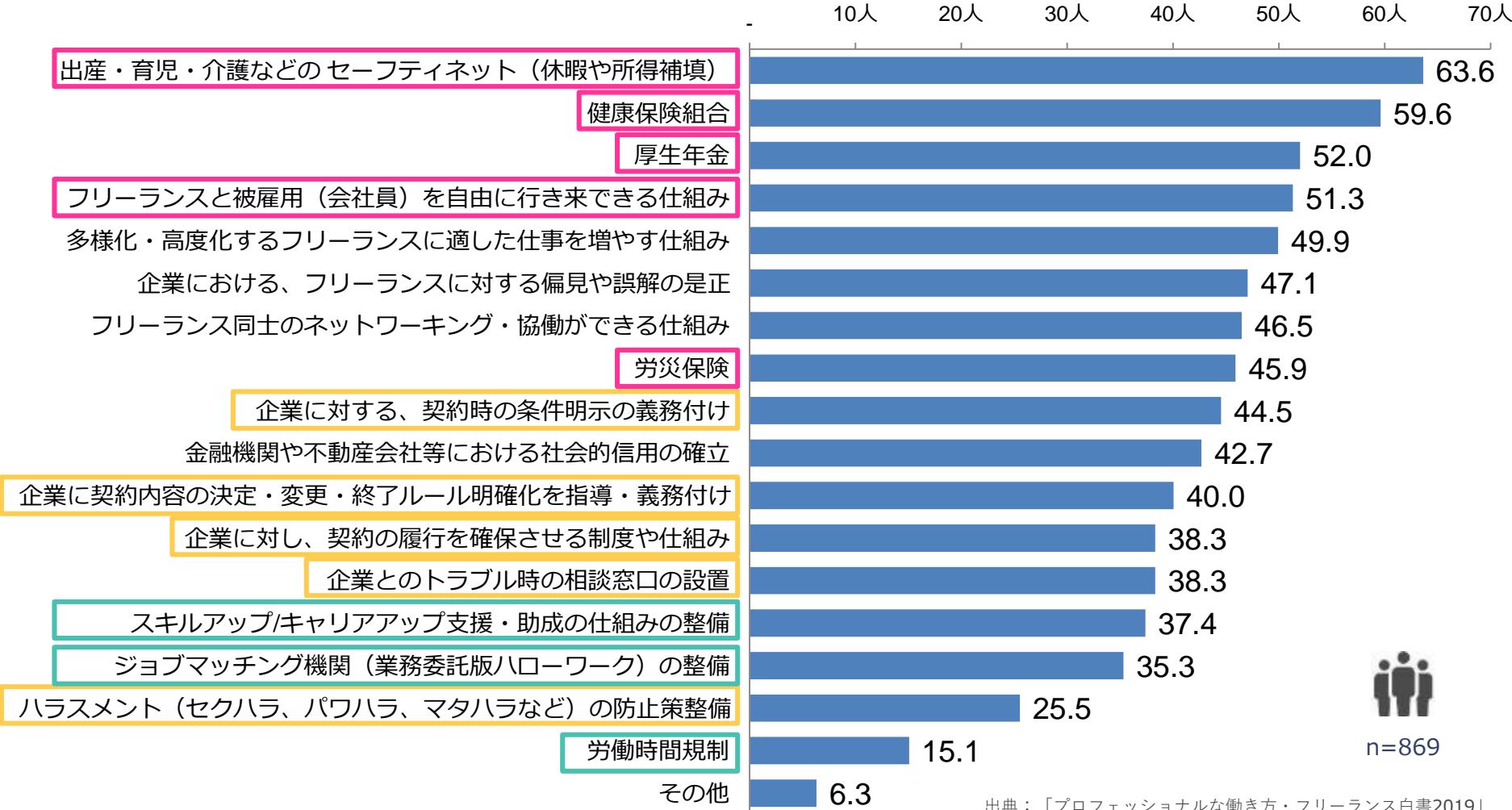
厚生年金

厚生労働省「雇用類似の働き方に関する検討会報告書」の5（10）総括で挙げられた事項等を基に、平田が加筆整理
<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000200751.html>

当事者による課題意識

失業保険などの事業リスク対策を求める声は、ほとんどない

Q. : フリーランスや副業をするといった新しい働き方を日本で選択しやすくするためには、何が必要だと思いますか？



補償？



自己責任論
(事業リスクは織り込み済み)

救済措置



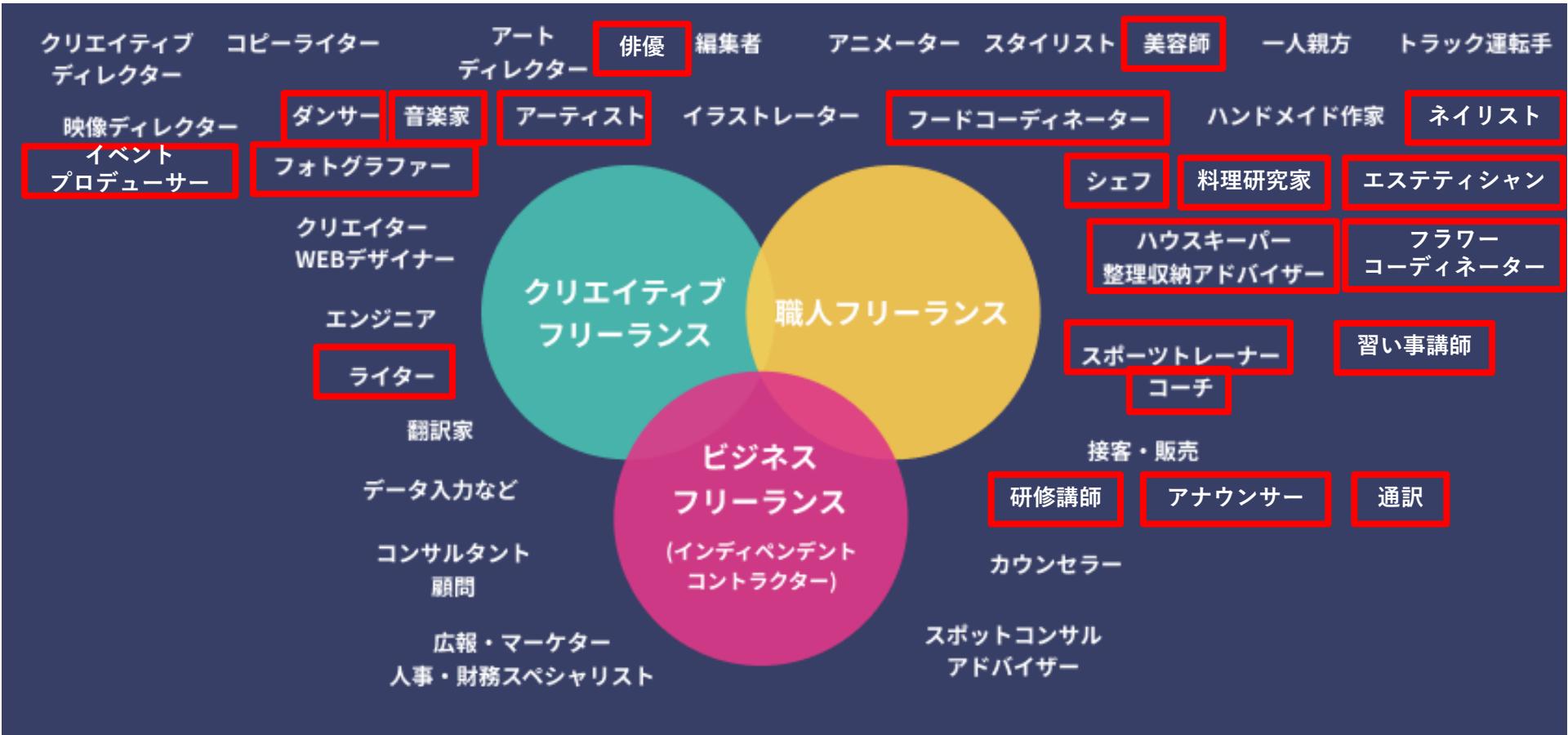
前触れのない不可抗力
(ビジネスリスクの範疇を超過)

新型コロナウイルス感染拡大 に伴うフリーランス支援策 検討における課題

- ①職種・就労形態の多様性
- ②就労時間・年収の多様性
- ③契約実態が証明困難（口約束の横行）
- ④業務実態が常に変動（波がある）
- ⑤兼業・副業による収入源分散

支援策設計のジレンマ①職種・就労形態の多様性

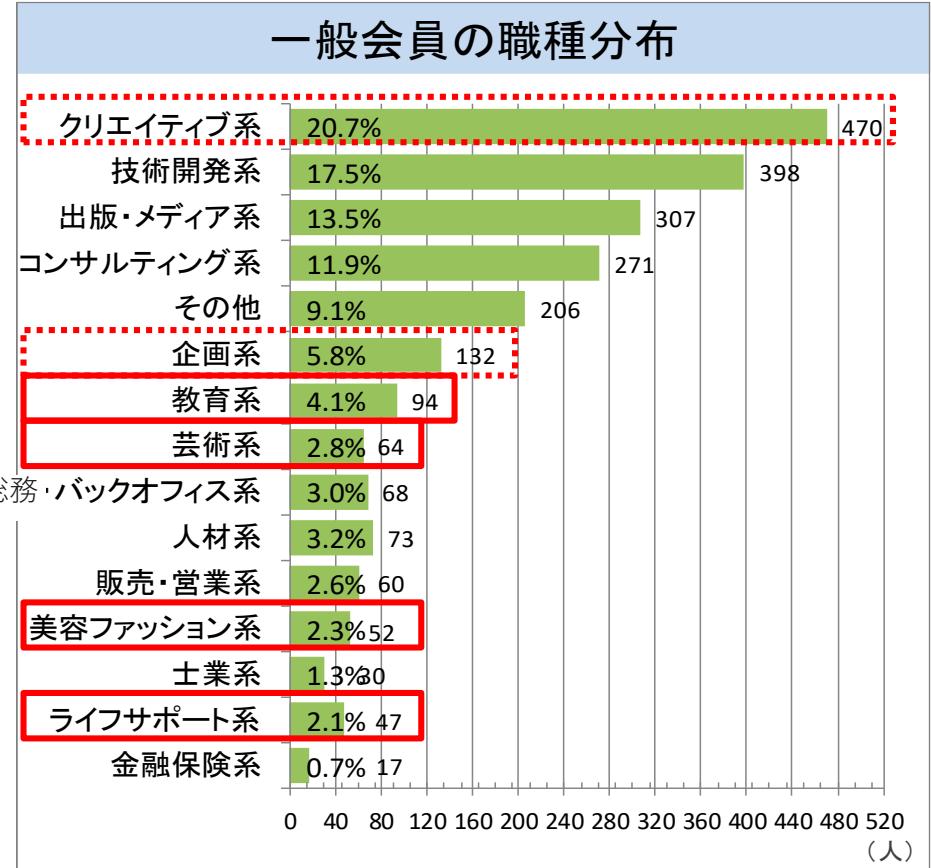
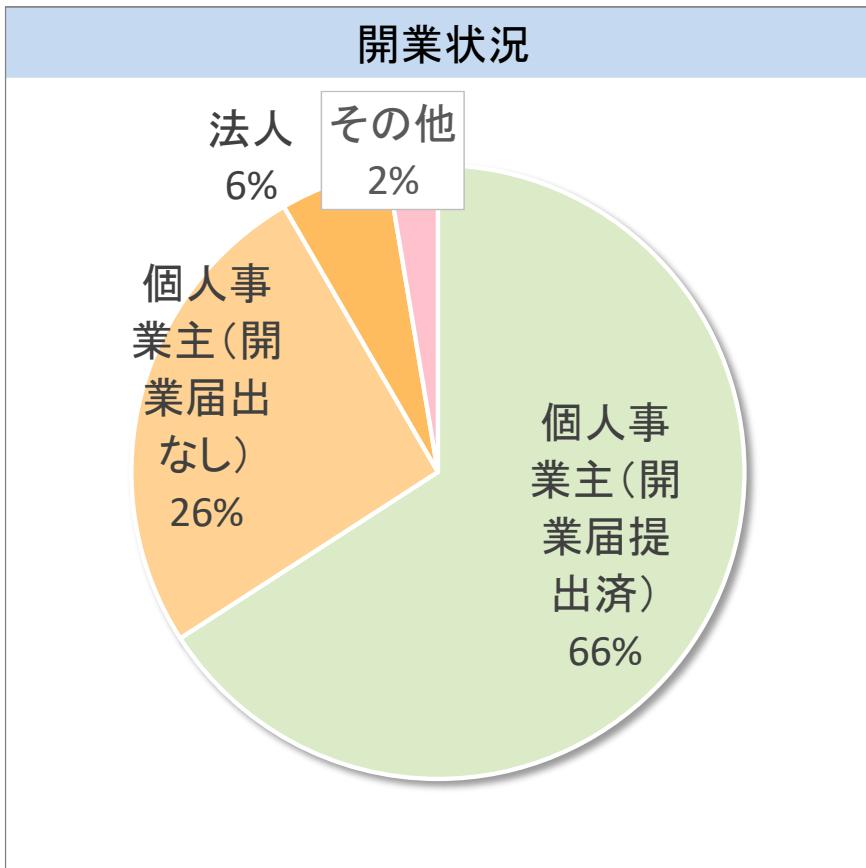
- 職種によって影響の有無の差が大きく、一口には語れない
- ほとんど影響がなく定常運行のフリーランスも多数（リモートワーク慣れ）



出典：「プロフェッショナルな働き方・フリーランス白書2018」

支援策設計のジレンマ①職種・就労形態の多様性

- 法人経営者、個人事業主、開業届未提出の人が混在
- 今回影響が直撃している職種は、全体からするとマジョリティではない可能性



フリーランス協会一般会員（有料会員）属性

支援策設計のジレンマ①職種・就労形態の多様性

- 内閣府統計における業界の分布
- 現状は、就労人数や実態を漠然としか捕捉できない

フリーランス (No.5)

考え方 本業・副業区分：本業は「仕事をおもにしている」者のみ、就業形態：自営業主（実店舗なし・雇人なし）・内職・一人社長、職業：農林漁業從事者以外

(単位：千人、%)

産業	本業							副業								
	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～74歳	合計	%	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～74歳	合計	%
農林漁業	5.0	8.7	9.2	13.3	17.0	6.1	59.3	3.3%	7.0	5.5	9.9	9.3	12.8	4.9	49.3	3.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	0.0	0.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0%	1.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.6	0.1%
建設業	9.2	50.7	113.7	82.6	120.8	22.8	399.6	22.5%	0.0	10.1	7.0	10.9	20.0	20.1	68.1	4.2%
製造業	3.5	10.8	14.7	21.7	41.4	15.4	107.6	6.1%	23.2	37.6	43.8	31.5	20.9	11.3	168.4	10.3%
電気・ガス・水道業	0.6	7.0	8.6	8.7	17.8	2.1	44.8	2.5%	0.0	0.8	3.8	1.6	9.5	2.3	18.0	1.1%
情報通信業	9.3	25.7	33.9	50.6	38.3	9.9	167.7	9.4%	59.2	55.7	38.2	30.5	28.5	12.9	225.0	13.8%
運輸業・郵便業	1.3	8.7	31.4	37.1	50.2	18.4	147.1	8.3%	3.5	1.6	4.5	5.3	8.7	3.1	26.7	1.6%
卸売業・小売業	4.0	17.8	34.8	40.9	60.0	23.5	181.0	10.2%	16.0	23.9	39.2	28.1	43.6	25.8	176.6	10.8%
金融業・保険業	1.4	4.7	7.6	21.8	28.9	6.3	70.8	4.0%	1.4	2.3	1.5	3.9	13.1	8.7	30.9	1.9%
不動産業・物品販貸業	0.0	3.2	11.4	21.6	24.2	14.2	74.6	4.2%	3.2	5.6	13.0	22.3	41.0	11.4	96.5	5.9%
学術研究・専門・技術サービス業	4.7	11.5	20.4	44.4	75.9	22.5	179.5	10.1%	8.6	21.8	16.5	24.7	26.9	18.8	117.3	7.2%
宿泊業・飲食サービス業	0.8	3.2	5.5	3.1	7.0	0.0	19.6	1.1%	7.8	7.0	7.6	4.5	5.4	3.2	35.5	2.2%
生活関連サービス業	9.6	27.3	26.3	26.5	17.5	0.8	108.0	6.1%	25.0	38.6	27.5	17.0	17.0	3.3	128.3	7.9%
教育・学習支援業	5.2	7.5	26.8	19.9	22.3	4.0	85.7	4.8%	10.0	13.0	36.3	30.8	29.3	13.0	132.5	8.1%
医療・福祉	0.0	0.8	6.1	7.5	9.7	1.2	25.2	1.4%	6.2	2.4	9.2	3.8	6.1	3.9	31.6	1.9%
郵便局・協同組合	0.0	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0	1.2	0.1%	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	0.0	2.3	0.1%
事業サービス・各種団体・宗教等	1.3	9.4	13.0	14.8	30.5	3.6	72.6	4.1%	12.0	7.9	8.8	13.7	17.4	5.8	65.6	4.0%
公務	0.0	0.0	0.0	0.8	1.5	0.6	2.9	0.2%	2.1	2.7	0.0	0.0	1.1	0.8	6.7	0.4%
分類不能	3.2	0.9	0.0	2.1	8.5	13.8	28.4	1.6%	85.6	61.0	30.3	15.7	35.7	21.4	249.8	15.3%
合計	59.2	198.8	363.2	417.6	572.6	165.0	1,776.4	100%	272.3	297.4	297.1	255.9	337.1	170.7	1,630.7	100%
%	3.3%	11.2%	20.4%	23.5%	32.2%	9.3%	100%		16.7%	18.2%	18.2%	15.7%	20.7%	10.5%	100%	

出典：「日本のフリーランスについて－その規模や特徴、競業避止義務の状況や影響の分析－」内閣府 政策課題分析シリーズ
(2019年7月) <https://www5.cao.go.jp/keizai3/seisakukadai.html>

支援策設計のジレンマ①職種・就労形態の多様性

- 内閣府統計における業種の分布
- 現状は、就労人数や実態を漠然としか捕捉できない

フリーランス (No.5)

考え方 本業・副業区分：本業は「仕事をおもにしている」者のみ、就業形態：自営業主（実店舗なし・雇人なし）・内職・一人社長、職業：農林漁業従事者以外

(単位：千人、%)

職業	本業							副業								
	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～74歳	合計	%	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～74歳	合計	%
管理的職業従事者	6.1	20.5	33.2	34.4	36.4	28.2	158.7	8.9%	5.2	12.8	26.1	18.5	27.5	7.9	98.0	6.0%
専門的・技術的職業従事者	20.7	80.1	131.3	166.4	220.8	51.5	670.8	37.8%	50.4	71.8	84.1	93.5	105.7	64.9	470.3	28.8%
事務従事者	3.9	2.3	8.2	6.2	13.3	2.7	36.6	2.1%	27.4	27.4	20.0	23.7	23.6	5.6	127.5	7.8%
販売従事者	5.8	24.9	38.8	64.9	99.5	24.0	258.0	14.5%	18.3	20.7	39.7	21.6	50.1	27.5	177.8	10.9%
サービス職業従事者	10.9	24.4	46.6	44.8	61.5	13.5	201.8	11.4%	57.0	63.6	45.7	45.5	42.5	17.2	271.4	16.6%
保安職業従事者	0.0	0.0	0.0	0.8	0.0	0.8	1.6	0.1%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	1.5	0.1%
農林漁業従事者	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0%
生産工程従事者	0.0	3.8	6.2	10.2	24.2	5.4	49.7	2.8%	16.3	21.8	24.9	23.4	12.7	3.1	102.2	6.3%
輸送・機械運転従事者	1.3	7.9	28.2	33.1	48.2	15.0	133.8	7.5%	1.5	4.7	5.9	2.3	8.6	0.0	23.1	1.4%
建設・採掘従事者	4.8	27.8	61.4	41.6	51.3	5.2	192.0	10.8%	0.0	4.0	3.9	5.6	11.5	10.3	35.3	2.2%
運搬・清掃・包装等従事者	1.5	5.6	7.9	12.5	5.9	1.9	35.3	2.0%	20.0	14.3	12.9	9.8	11.1	2.0	70.0	4.3%
分類不能の職業	4.1	1.6	1.6	2.8	11.5	16.6	38.1	2.1%	76.2	56.3	34.0	12.2	43.9	30.9	253.5	15.5%
合計	59.2	198.8	363.2	417.6	572.6	165.0	1,776.4	100%	272.3	297.4	297.1	255.9	337.1	170.7	1,630.7	100%
%	3.3%	11.2%	20.4%	23.5%	32.2%	9.3%	100%		16.7%	18.2%	18.2%	15.7%	20.7%	10.5%	100%	

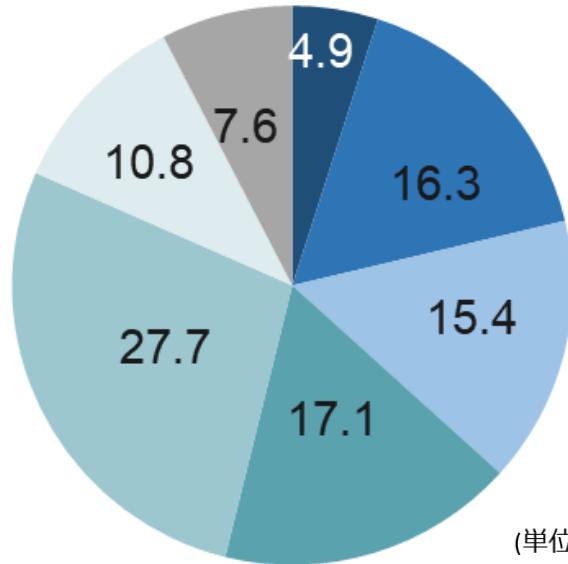
出典：「日本のフリーランスについて－その規模や特徴、競業避止義務の状況や影響の分析－」内閣府 政策課題分析シリーズ
(2019年7月) <https://www5.cao.go.jp/keizai3/seisakukadai.html>

支援策設計のジレンマ②就労時間・年収の多様性

- フリーランスは会社員よりも就労時間のバラツキが大きく、いわゆる時短の働き方を選択している人の割合が会社員より多い

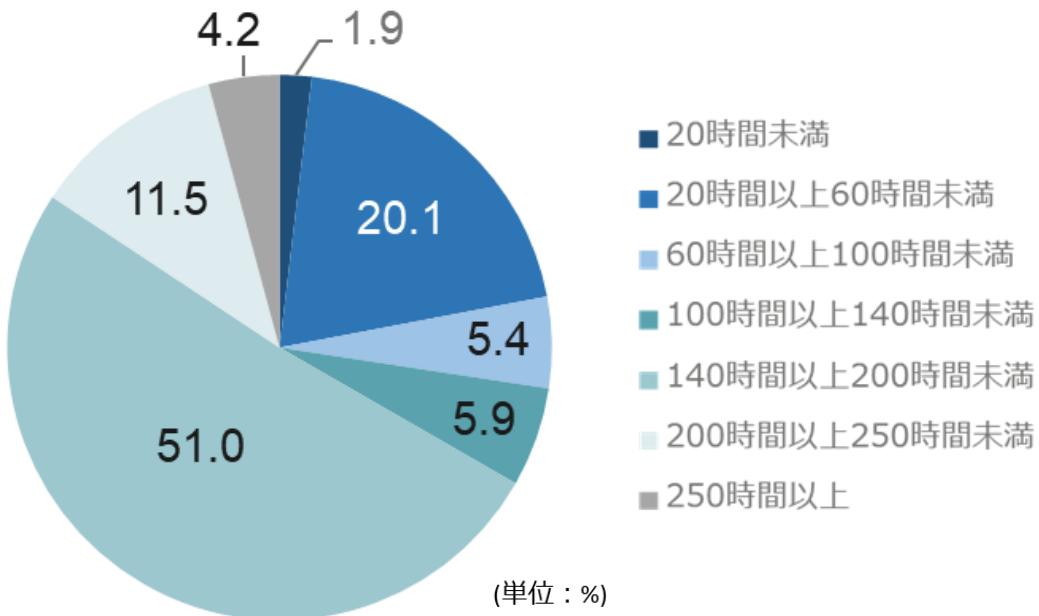
[フリーランス]

(n=869)



[会社員]

(n=1,030)

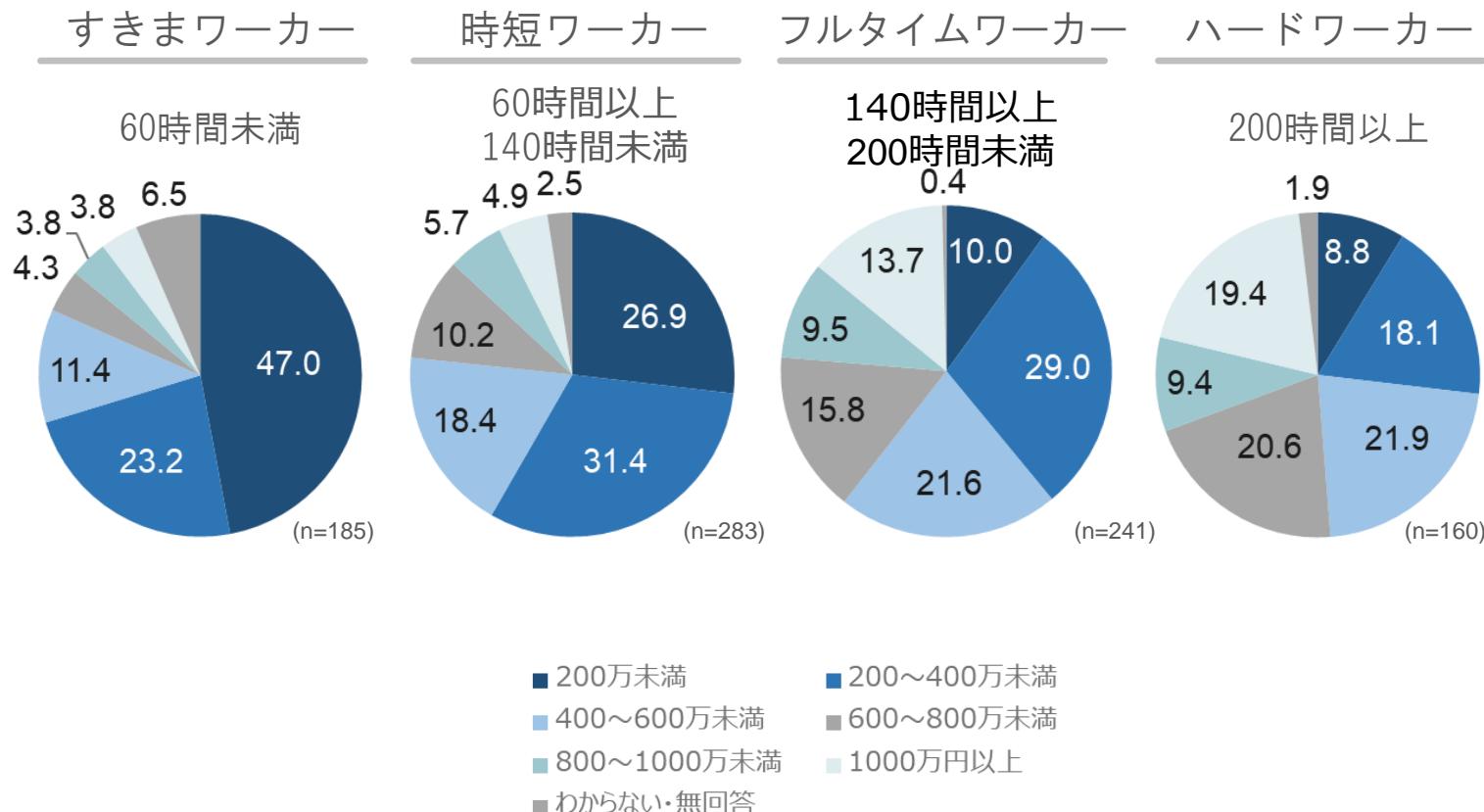


出典：「プロフェッショナルな働き方・フリーランス白書2019」

支援策設計のジレンマ②就労時間・年収の多様性

- フリーランスは就労時間によって、年収の個人差が激しい（もちろんスキルや経験値、関係性も大いに影響）

(単位：%)

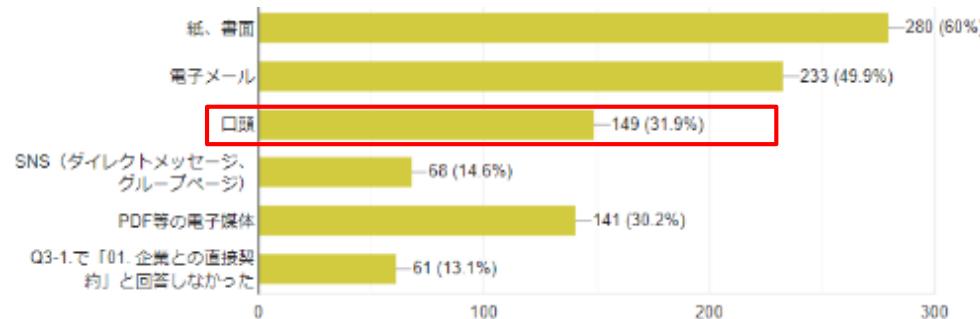


出典：「プロフェッショナルな働き方・フリーランス白書2019」

支援策設計のジレンマ③契約実態が証明困難

- 口約束が横行しており、電話一本でキャンセルされることも
- 仮に補償を検討するにしても、「補償対象となる金額 (=A: 本来得られる予定だった報酬額 - B: 得られなくなった報酬額)」の証明が難しい

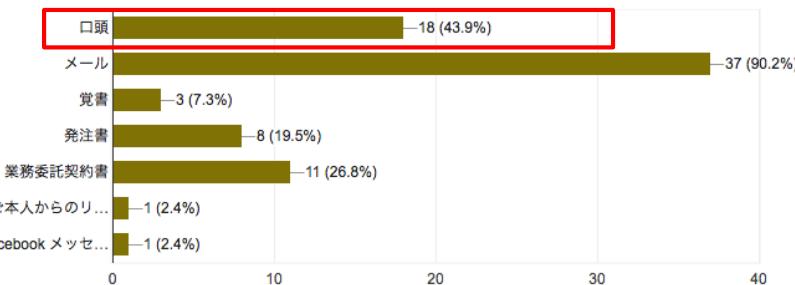
Q.企業との直接契約締結における、契約内容の把握手段を教えて下さい。【複数回答可】



出典：「フリーランス白書2020」（※2020年4月公開予定）プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会
(調査時期：2019年9月6日～2019年10月15日)

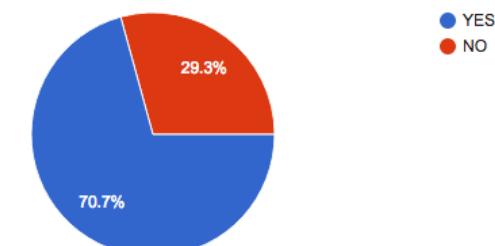
1) フリーランスのライターに仕事をお願いする際、どのような形で依頼することが多いですか？

41 件の回答



3) 今まで仕事を発注する際、発注書、覚書、業務委託契約書などの契約を結んだことはありますか？

41 件の回答



出典：「編集者に対するアンケート」プロフェッショナル&パラレルキャリア・フリーランス協会
(調査時期：2017年10月16日～11月2日)

④業務実態が常に変動（波がある）

- 休業状態の個人事業主も存在（開業届は更新制ではない）
- 2019年度の確定申告実績は、現在働いていることの証明にはならない

⑤兼業・副業による収入源分散

- 特定取引先の仕事がキャンセルになったことが証明できても、その間に他の仕事を入れなかつたことの証明にはならない

⇒ ①～⑤を総合的に勘案すると、

フリーランスはあまりに多様で、実態を捕捉できないため
対象者の特定、損失報酬額の算定、公平性の担保が
非常に困難（一律給付は即決し難い）

今現在公表されている フリーランス向け緊急対応策

フリーランス協会からの声明と緊急要請



・3月9日9時AMに公開

Yahooニュース、NHK、
NEWS23、Change.org、SNS、
メルマガ、等で拡散

・宛先

内閣総理大臣 安倍晋三殿
内閣官房長官 菅 義偉殿



全文ダウンロード
<http://chng.it/w27CVNNdWC>

新型コロナウイルス感染拡大防止措置によるフリーランスへの影響に関する声明と緊急要請

■緊急要請 1. 全国一斉休校要請（2月27日）による影響について

- 専門家会議と相談の上問題なれば、全国一斉休校は予定通り3月で終了し、休校等に伴い休業せざるを得ない者が4月以降速やかに仕事を再開できるよう促すこと。休校等に伴い休業せざるを得ない者には、自宅で子どもと過ごす保護者だけではなく、学習塾や幼児教室、習い事の講師なども含む。
- 定常的に特定の取引先で働いていることを証明できる個人事業主など、労働者に近い働き方をしており、休校等に伴い休業せざるを得ない者については、非正規の短時間労働者と同等の給付型支援を一般財源で行うこと。

- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業のベビーシッター割引券を、3月のみ特例的に、休校等に伴い休業せざるを得ないフリーランスも利用できるようにすること。フリーランス協会が割引券承認事業者の役割を担うなどの協力は惜しまない。

■緊急要請 2. 大規模イベント自粛要請（2月26日）、フィットネスクラブ・ライブハウス等の運営自粛要請（3月1日）による影響について

- 規模の大小に関わらず広範なイベントが自粛されている状況を踏まえ、専門家会議と相談の上問題なれば、広範なイベント自粛要請は当初の予定通り3月10日で終了すること。その後も大規模イベントについて自粛を継続する必要がある場合は、自粛対象となる大規模イベントの詳細な定義を行うこと。
- 3月7日に発表された個人事業主を含む中小・小規模事業者支援のための特別貸付制度（無利子・無担保融資）について、見込み収入の消失だけでなく、支払い済み経費で損害を受けり、資金繰りにあえぐ事業者を考慮し、上限額を100万円（少なくとも50万円）に引き上げること。

■緊急要請3. 各種自粛要請全般による影響について

- 自粛要請により不可抗力的に仕事が減少または消失した業界業種の個人事業主に対する救済措置として、2019年度の確定申告実績に基づく平均月額所得の80%程度の給付型支援を一般財源で行うこと。具体的には、学習塾や幼児教室、習い事の講師、美容師、エステティシャン、アーティスト、俳優・声優、MC・アナウンサー、フォトグラファー、イベントプロデューサー、映像・音響オペレーター、ケータリング提供、フラワーコーディネーター、通訳、研修講師、フィットネスインストラクターなどが想定される。

フリーランス・自営業者向け緊急対応策



フリーランス・個人事業主が使える!!



新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第2弾－(ポイント)

令和2年3月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

◆感染拡大防止策

- クラスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
- 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助
- 需給両面からの総合的なマスク対策
 - ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
 - 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
 - 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機間に優先配布
 - マスクメーカーに対する更なる増産支援

◆PCR検査体制の強化

- PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
- PCR検査を保険適用（公費補助により引き続き自己負担なし）

◆医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速

- 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
- AMED等の活用による治療薬等の開発加速

◆症状がある方への対応

- 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底

◆情報発信の充実

- 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報（典型的な臨床情報等）
- 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

(2) 学校の臨時休業に伴って生じる問題への対応

◆保護者の休暇取得支援等

- 正規・非正規を問わない新たな助成金制度の創設（10/10、日額上限8,330円）
- 委託を受けて個人で仕事をする方も支援（一定の要件を満たす方：日額4,100円）

◆個人向け緊急小口資金等の特例

- 緊急小口資金等の特例の創設（緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除等）

◆放課後児童クラブ等の体制強化等

- 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
- ファミリー・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援
- 企業主導型ハピ-シャタ-利用者支援事業の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)

◆学校給食休止への対応

- 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
- 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援

◆テレワーク等の推進

(3) 事業活動の縮小や雇用への対応

◆雇用調整助成金の特例措置の拡大

- 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化（一齊休業等）、1月遅延適用
- 特別な地域における助成率の上乗せ（中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3）等

◆強力な資金繰り対策

※緊急対応策関連の金融措置：総額1.6兆円規模

- 「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設（5,000億円規模）し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援
- 信用保証協会によるセ-ワイット(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)
- 日本政策投資銀行(DBJ)及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サプライチェーン再編支援（2,040億円）
- 民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請

◆サプライチェーン毀損への対応

- 国際協力銀行(JBIC)の「成長投資アシティ」等の活用（最大5,000億円規模）
- DBJによる国内サプライチェーン再編支援（再掲）

◆観光業への対応

- 魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客先の多角化等支援
- 事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討

◆生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化

(4) 事態の変化に即応した緊急措置等

◆新たな法整備（令和2年3月10日閣議決定）

- 新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用

◆水際対策における迅速かつ機動的な対応

- 上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応

◆行政手続、公共調達等に係る臨時措置等

- 確定申告期限の延長（令和2年4月16日まで）、運転免許の更新の臨時措置等
- 公共工事等の柔軟対応（工期の延長等）や縫越の弾力的対応

◆国際連携の強化

- WHO等による緊急支援への貢献

◆地方公共団体における取組への財政支援

出典：首相官邸ホームページ

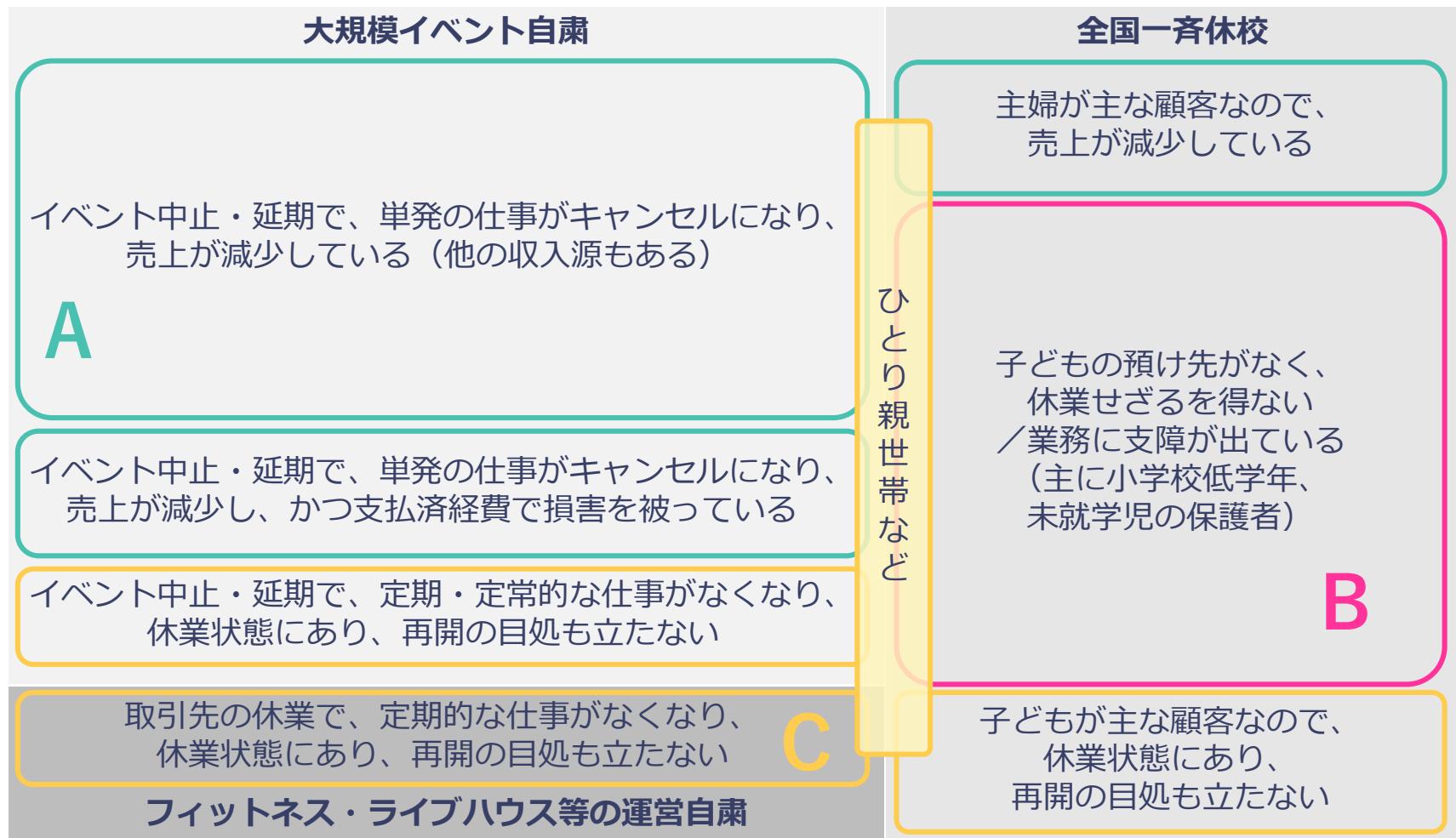
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/taisaku_honbu.html

影響を受けているフリーランスは大まかに3種



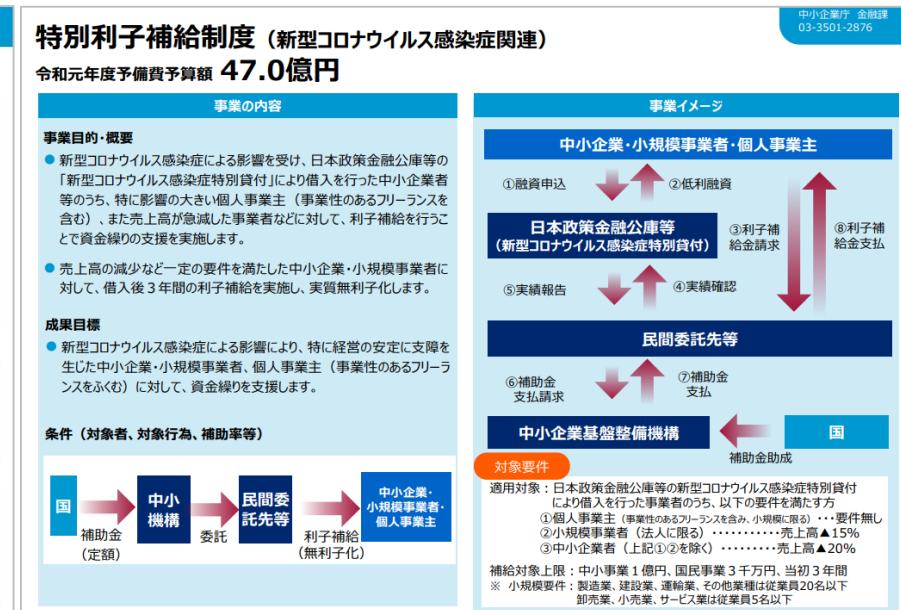
- A.単発仕事のキャンセルや顧客減少で、売上が減少した人々
- B.子どもの預け先がなく休業せざるを得ない／業務に支障が出ている人々
- C.休業状態にあり、再開目途が立たない人々

※面積は大まかな人数規模イメージ



「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」など

- 主に、A.単発仕事のキャンセルや顧客減少で、売上が減少した人々向け
- 個人事業主・小規模事業者は、実質無利子・無担保で3000万円まで借入可能
- 問合せ先：日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505
または各都道府県・市町村の経営相談窓口
- その他にも、経済産業省・中小企業庁では様々な資金繰り支援を用意
支援策パンフレット <https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/pamphlet.pdf>
経済産業省の支援策一覧 <https://www.meti.go.jp/covid-19/index.html>



出典：「新型コロナウイルス感染症関連資金繰り支援策」PR資料
https://www.meti.go.jp/main/yosan/yosan_fy2019/pdf/20200310_03.pdf

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金」



- B. 子どもの預け先がなく働けない人々向け
- ①臨時休業した小学校等（小学校、特別支援学校、学童、幼稚園、保育園、こども園、認可外保育施設、保育ママ等）に通っている子ども、または
②新型コロナウイルスに感染したor感染したおそれがあり、小学校等に通っている子どもの世話をする保護者が対象 ※業務委託契約を証明できる個人
- 2月27日～3月31日の間の就業できなかった日について、日額4100円を支給
- 問合せ先：学校等休業助成金・支援金等相談センター 0120-60-3999

厚生労働省
※厚生労働省HP(「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金」)に最新情報を掲載します。

**新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金
(委託を受けて個人で仕事をする方向け)**

小学校等の臨時休業等に伴い、**子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します！**

[支援の内容]

○ 令和2年2月27日から3月31日の間ににおいて、
就業できなかった日について、1日当たり**4,100円(定額)**
※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除きます

[申請期間]

○ 令和2年3月1日から6月30日までです。

[支援の対象となる方] ※ (1)～(4)のいずれにも該当する方が対象

(1) 保護者であること

○ 保護者、未成年後見人、その他の者（里親、祖父母等）であって、子どもを現に監護する者(対象となります)。

○ 上記のほか、子どもの世話を一時に補助する親族を含みます。

(2) ①又は②の子どもの世話を行なごと

① 新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども
○ 「臨時休業等」とは、
新型コロナウイルス感染症に関する対応として、
・ 小学校等が臨時休業した場合
・ 自治体が放課後児童クラブ、保育所等から可能な範囲で利用を控えるよう依頼がある場合
（注）この場合、保護者の自動的な判断で休ませた場合は対象外です。（※ただし、学校長が新型コロナウイルスに関連して特別二次原を認めた場合は対象となります）

○ 「小学校等」とは
・ 小学校、義務教育学校の前期課程、各種学校（幼稚園又は小学校の課程に類する課程を置くことを指す。）、特別支援学校（全ての学年）
・ 障害のある子どもについては、中学校、義務教育学校の後期課程、高等学校、各種学校（高等学校までの課程に類する課程）等も含む。
・ 放課後児童クラブ、放課後等ディザイビス
・ 幼稚園、保育所、認定こども園、認可外保育施設、家庭的保育事業等、子どもへの特約的な預り等を行う事業、障害児の通所支援を行なう施設等

② 新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども
○ 新型コロナウイルスに感染した者
・ 新型コロナウイルスに感染した者
・ 発熱等の風邪症状を見られる者
・ 新型コロナウイルスに感染した者の濃厚接触者

※令和2年3月31日作成

(3) 小学校等の臨時休業等の前に、以下の業務委託契約書を締結していること

○ 「業務委託契約書」とは
※この業務委託契約書は、委託者か、仕事の委託を受け、業務遂行等に対して報酬を支払ふることを目的とする契約のことです。
報酬直ちに支払ふることを目的とする契約等により、発注者からの指定の内容や報酬の確認ができるもの申請には必要となります。

○ 契約を締結している本人が、個人で契約に基づく業務を行なうこと
※ただし、労働者を使用する事業主、雇用保険被保険者、国公務員又は地方公務員の場合は除きます。

○ 臨時休業等の開始日より前に、すでに業務委託契約書を締結していること

○ 契約において、業務従事の業務の態様、業務の場所・日時等について、発注者から一定の指定を受けていること

(例)
・ 業務従事や業務遂行の態様（業務の内容など）
・ 業務の場所（業務を行なう場所や部屋など）
・ 業務の日時（開始日・終了日など）

○ 業務遂行を要する日や時間等を前提とした報酬となってること
・ 時間を基準として計算されるもの
・ 作業単位や作業個数の単価で実績を基に計算されるもの
など、作業量や成果物により、報酬が算出されるものに該当します。

(4) 小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約書に基づき予定されたいた日に業務を行なうことができなくなったこと

○ 「業務委託契約等に基づき予定されたいた日時」とは
あらかじめ業務委託契約等で示されていた業務を行なう日時のことをいいます。
業務量、契約期間等から、業務を行なう日が別途できない場合も含まれます。

○ 業務を行なうことができなくなった日が、小学校等の臨時休業等の期間内であつて、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されたいた日（休校日、春休み等）ではないこと
※ただし、上記（2）②の子どもの世話を行なうために業務を行なうことができなくなった場合は、小学校等の開校日、そもそも休校が予定されたいた日であっても、対象になります。

○ 支援要件、申請等の手続のお問い合わせについては、
学校等休業助成金・支援金相談センター ※土日・祝日含む
0120-60-3999 (受付時間：9：00～21：00)

○ 申請の提出は、**学校等休業助成金・支援金要付センター** (厚生労働省の受託事業者) に郵送（記録録が残るもの）して下さい。

※提出先は、申請者の住所（都道府県）以上となりますので、詳細は厚生労働省HPにて確認ください。
※報酬は、厚生労働省HPから印刷して用いて下さい。(印刷できない場合はメールセンターに郵送下さい。) (支給金HP) https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

※期間に注意ください。国公務員事業者から、個人の方に個人情報を電子化で問い合わせたり、登録したりすることはありません。
※人の減少等により、当面の生活費が心配な方は、社会福祉協議会が実施する「生活福祉賃貸制度」の特例をご活用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/reiseikanshoushitei/bunya/hokushishi_kaiou/seikatsuhosho/seikatsu-fukushi-shinkin1/index.html

出典：「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応支援金（委託を受けて個人で仕事をする方向け）」リーフレット
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

なぜ日額4100円なのか？

- 3月11日の衆議院厚生労働委員会における厚労大臣答弁

「業務委託を受けて個人で仕事を行う方の働き方や報酬の定め方が多種多様な中で、迅速に支援する必要性もふまえ、雇用保険における失業給付の日額上限とのバランスや、最低賃金相当を勘案して定めたものです。」

※4100円=東京都の最低賃金1013円×4時間相当

- 行政による実態把握

フリーランス協会へ届いた生の声は隨時、個人情報を伏せて関係省庁に全件共有
第2弾支援策発表前に、厚生労働省から声の主に対し、電話ヒアリングを実施

- 寄せられたコメントと、過去の実態調査から推察されること

- ・休校理由でお仕事を休業している方の大半が女性で、家計の担い手ではない
- ・小さいお子さんがいながらフリーランスで働いている女性の大半が
ワークライフバランスを重視した働き方を選択（フルタイムではない）
- ・副業／兼業で複数の収入源を持っている方も少なくない

→あくまで「休校を理由とした休業に対する“一律型の”給付」としては妥当
(他の支援策との併用を前提としている)

「緊急小口資金等の特例貸付」（生活福祉資金貸付制度の特例措置）



- 主に、C.休業状態にあり、再開目途が立たない人々や、ひとり親世帯向け
- 休業向けの「緊急小口資金」、失業向けの「総合支援資金」の2種類
- 無利子・保証人不要で、いずれも上限20万円まで借入可能
- 償還時におよそ所得の減少が続く住民税非課税世帯については「償還を免除」
- 問合せ先：お住まいの市町村の社会福祉協議会（3月25日より受付開始）

休業された方向け（緊急小口資金）

赤字は従来の要件を緩和したもの。

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■ 対象者
新型コロナウイルスの影響を受け、
休業等により収入の減少があり、緊急
かつ一時的な生計維持のための貸付を
必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■ 貸付上限額
・学校等の休業、個人事業主等の
特例の場合、20万円以内
・その他の場合、10万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■ 据置期間
1年以内
※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■ 偿還期限
2年以内
※ 従来の1~2月以内とする取扱を拡大。

■ 貸付利子・保証人
無利子・不要

■ 申込先
市区町村社会福祉協議会

失業された方等向け（総合支援資金）*

※総合支援資金のうち、生活支援費

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付を行います。

■ 対象者
新型コロナウイルスの影響を受け、
収入の減少や失業等により生活に困窮
し、日常生活の維持が困難となつてい
る世帯

※ 従来の低所得世帯に限定した取扱を拡大。

■ 据置期間
1年以内
※ 従来の6月以内とする取扱を拡大。

■ 偿還期限
10年以内

■ 貸付利子・保証人
無利子・不要
※ 従来、保証人ありの場合は無利子、な
しの場合は年1.5%とする取扱を緩和。

■ 申込先
市区町村社会福祉協議会

注：原則、自立相談支援事業等による継続的な支援を受けることが要件となります。

出典：生活福祉資金貸付制度「一時的な資金の緊急貸付に関するご案内」パンフレット

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

フリーランスとの取引に関する配慮要請

- 経済産業大臣・厚生労働大臣・公正取引委員長の連名で、関係団体を通じ要請
- 元来事業基盤が弱く、収入の減少が生活基盤の悪化に直結しやすい個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限とするため
- 要請内容

○ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止やそれに伴う需要減少等を理由に、個人事業主・フリーランスとの契約を変更する場合には、取引の相手方である個人事業主・フリーランスと十分に協議した上で、報酬額や支払期日等の新たな取引条件を書面等により明確化するなど、下請振興法、独占禁止法及び下請代金法等の趣旨を踏まえた適正な対応を行うこと

○ 新型コロナウイルス感染症により影響を受けた個人事業主・フリーランスが、事業活動を維持し、又は今後再開させる場合に、できる限り従来の取引関係を継続し、あるいは優先的に発注を行うこと

○ 個人事業主・フリーランスから、発熱等の風邪の症状や、休校に伴う業務環境の変化を理由とした納期延長等の求めがあった場合には、取引の相手方である個人事業主・フリーランスと十分に協議した上で、できる限り柔軟な対応を行うこと

(別紙)

20200309 経第1号
厚生労働省発展局0310第4号
公取企第25号
令和2年3月10日

関係事業者団体代表者 殿



新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引に関する配慮について

新型コロナウイルス感染症が世界的な広がりを見せており、日本国内においてもサプライチェーン等への影響が既に生じています。政府においては、国民の命と健康を守ることを最優先に当面緊急に措置すべき対応策を取りまとめておりますが、足下の状況を踏まえ、影響を受けている個人事業主・フリーランスに対しても、できる限りの措置を講じることとしています。

一般的な新型コロナウイルス感染症の影響を受け、個人事業主・フリーランスから、取引の相手方が、十分に協議することなく、適正な費用負担なしに一方的に契約を変更・解除した旨の相談が寄せられています。

つきましては、個人事業主・フリーランスと取引を行う事業者におかれましては、元来事業基盤が弱く、収入の減少が生活基盤の悪化に直結しやすい個人事業主・フリーランスに対する影響を最小限とするため、下記の事項について適切な配慮をしていただくようお願いします。

出典：「新型コロナウイルス感染症により影響を受ける個人事業主・フリーランスとの取引について、発注事業者に要請します」
<https://www.meti.go.jp/press/2019/03/20200310007/20200310007.html>

残された課題

取り急ぎ最悪の事態は回避できた

新型コロナウイルス感染拡大防止措置によるフリーランスへの影響に関する声明と緊急要請

■緊急要請 1. 全国一斉休校要請（2月27日）による影響について

- 専門家会議と相談の上問題なれば、全国一斉休校は予定通り3月で終了し、休校等に伴い休業せざるを得ない者が4月以降速やかに仕事を再開できるよう促すこと。休校等に伴い休業せざるを得ない者には、自宅で子どもと過ごす保護者だけではなく、学習塾や幼児教室、習い事の講師なども含む。
- 定的に特定の取引先で働いていることを証明できる個人事業主など、労働者に近い働き方をしており、休校等に伴い休業せざるを得ない者については、非正規の短時間労働者と同等の給付型支援を一般財源で行うこと。
- 企業主導型ベビーシッター利用者支援事業のベビーシッター割引券を、3月のみ特例的に、休校等に伴い休業せざるを得ないフリーランスも利用できるようにすること。フリーランス協会が割引券承認事業者の役割を担うなどの協力は惜しまない。

■緊急要請 2. 大規模イベント自粛要請（2月26日）、フィットネスクラブ・ライブハウス等の運営自粛要請（3月1日）による影響について

- 規模の大小に関わらず広範なイベントが自粛されている状況を踏まえ、専門家会議と相談の上問題なれば、広範なイベント自粛要請は当初の予定通り3月10日で終了すること。その後も大規模イベントについて自粛を継続する必要がある場合は、自粛対象となる大規模イベントの詳細な定義を行うこと。
- 3月7日に発表された個人事業主を含む中小・小規模事業者支援のための特別貸付制度（無利子・無担保融資）について、見込み収入の消失だけでなく、支払い済み経費で損害を被り、資金繰りにあえぐ事業者を考慮し、上限額を100万円（少なくとも50万円）に引き上げること。

■緊急要請3. 各種自粛要請全般による影響について

- 自粛要請により不可抗力的に仕事が減少または消失した業界業種の個人事業主に対する救済措置として、2019年度の確定申告実績に基づく平均月額所得の80%程度の給付型支援を一般財源で行うこと。具体的には、学習塾や幼児教室、習い事の講師、美容師、エステティシャン、アーティスト、俳優・声優、MC・アナウンサー、フォトグラファー、イベントプロデューサー、映像・音響オペレータ、ケータリング提供、フラワーコーディネーター、通訳、研修講師、フィットネスインストラクターなどが想定される。

→未

→日額4100円の
給付

→未

→未

→上限3000万円
無利子無担保融資

→緊急小口資金等
の特例貸付 △

生活健康リスクの脆弱性

- フリーランスは、生活健康リスクのセーフティネットが脆弱
- 「ギグワーカー」がウィルス罹患リスクに身を晒して働いている

健康 リスク

健康保険

- 疾病手当金が無い（任意給付）
- 出産手当金が無い（任意給付）
- 働き盛り世代の予防医療に割く財源の余裕がない
- 経済的負担が大きい

妊娠・出産 リスク

雇用保険

- 介護休業給付金がない
- 育児休業給付金がない
- 職業訓練給付金がない

介護 リスク

労災保険

- 病気やケガで働きなくなった瞬間に収入が途絶える

加齢 リスク

年金保険

- 一階建て年金で老後の備えは会社員と大きな差

◆ 短期

- ①自粛の対象の定義、エリア限定
- ②今後も休業が続く一部職種への給付型支援
- ③個人事業主全般に対する住民税・社会保険料の減免
- ④子育て世帯等への一律給付のタイミング

◆ 中長期

- ①契約ルールの整備
- ②国民健康保険における傷病手当金給付、
労災保険の特別加入制度の対象者拡大

APPENDIX

フリーランス協会の主な活動内容

ベネフィットプランPJ 日本初！フリーランス向け福利厚生



政策提言PJ

政府検討会委員・有識者協力



調査・白書PJ 「フリーランス白書」

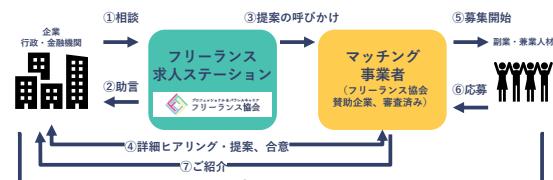


キャリア支援PJ 「キャリアアドバイザー養成講座」



ジョブ創出PJ

「フリーランス求人ステーション」



地方創生PJ ワーケーションツアー・合宿



信頼資産PJ 「フリーランスDB」



パラキャリ推進PJ 副業解禁企業調査・副業セミナー



フリーランス向けベネフィットプラン



自社で働く副業人材向けの福利厚生・リスクヘッジに最適！

経営者
(法人成り、
マイクロ法人)



個人事業主
(開業届提出者)



すきまワーカー
(定年退職者、
主婦、学生など)



雇用×
経営者



雇用×
個人事業主



雇用×
すきまワーカー



■ 入会条件

- ・フリーランスとして働いている方
- ・兼業副業をしている会社員の方
- ・フリーランスやパラレルキャリアを目指すすべての方

※資格や職種、ご経歴、開業届の提出有無を問わず、
どなたでもご入会いただけます。

※なりすまし等を防ぐために本人確認審査を
実施させていただいております。

■ 年会費

1万円（カード決済のみ）

■ 申込方法

協会ホームページより申込み
<https://www.freelance-jp.org/benefits>

自動付帯

フリーランスDB掲載

賠償責任保険

WELBOX

優待

収入・ケガ・介護の保険

その他各種優待

フリーランス賠償責任保険のカバー範囲

業務遂行中の補償

- 自転車で配達中に通行人とぶつかり、ケガをさせてしまう。
- 育児代行等において、預かった子どもにケガをさせてしまう。
- 家事代行等において、食器等の家財・備品を壊してしまう。
- うっかり業務上知りえた個人情報を第三者に話してしまい、周囲に噂が広まってしまう。（人格権侵害）



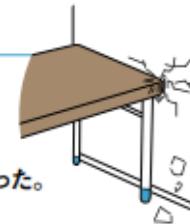
業務結果(PL責任)の補償

- 利用者に飲食物を提供した結果、食中毒が発生。
- 納品物に欠陥があり、第三者にケガをさせてしまう。



受託財物の補償

- 依頼先やコワーキングスペース等の借用施設の壁や設備を誤って壊してしまった。
- 預かっていた第三者の財物を誤って壊してしまった。



身体障害や財物損壊が発生しないような業務過誤の補償

情報漏えい

- 納品したシステムに瑕疵があり、発注先の個人情報が流出した。
- フリーランスのパソコンがウイルスに感染し、企業情報が漏えいし、発注者に営業損失が発生。



納品物の瑕疵

- データ入力業務を受注したが、商品の発注数等の入力を誤ってしまったことによる営業損害額が発生。
- 納品したシステムに不具合が生じ、システムの使用不能期間の代替手段に要する費用が発注者に発生。



著作権侵害

- 発注者へ納品した成果物が第三者の盗用にあたるとされ、第三者から損害賠償請求を受ける。
- 発注者へ納品した成果物が第三者の盗用であるとして、発注者に営業損失が発生。



偶然な事故による納期遅延

- 発フリーランスの入院による納期遅延のため、発注者の業務開始が遅延し、発注者に営業損害が発生。
- フリーランスの職場が罹災し、納期に間に合わなかったため、発注者から損害賠償請求を受ける。



収入・ケガ・介護の保険（任意加入）



急な病気やケガで入院してしまった…
仕事がない為、収入がないのに出費がかさむ…



所得補償が受けられます！

個別で加入されるより
44.0 % 割安!
団体割引20% 過去の損害率による割引30%

所得補償プラン

退院しても自宅療養が1年以上も続き仕事ができない…



自宅療養でも大丈夫！

個別で加入されるより
20.0 % 割安!
団体割引20%

長期所得補償 (GLTD) プラン



事故によりケガをしてしまった…
自分はもちろん、
家族も手厚い補償が受けれます！

個別で加入されるより
40.5 % 割安!
団体割引15% 過去の損害率による割引30%

傷害補償プラン

自分の両親が年をとり心配だな…



ご両親の介護に生じた費用も
補償します！※

※親孝行サポートプランにご加入の場合

親孝行サポートプラン 介護サポートプラン

個別で加入されるより
20.0 % 割安!
団体割引20%



体のこと、両親の介護のこと、育児のことなどどこかに相談できないかな…

健康や介護育児のほか法律・税金相談も無料で受けられます！

ご加入者さま向けサービス [SOMPO健康・生活サポートサービス]

【ビジネストラブル対策】 報酬トラブル弁護士費用保険「フリーガル」



プロフェッショナル＆パラレルキャリア
フリーランス協会

国内初!
年間5000円で加入できる
報酬トラブル弁護士保険
フリーガル
提供開始
一般会員入会後マイページからお申込み可能に

報酬未払い
支払い遅延
一方的な減額
消費税転嫁拒否

まずは、電話で相談
弁護士をご紹介
保険金をお支払い

こんなトラブルはありませんか？

- 請求書を出しても発注者が報酬の支払いに応じてくれない。
- 成果物に対して意図的に完成を認めず、途中で契約が解除される。
- 請求書を送ったものの、支払期日までに報酬が支払われない。
- 請求金額に比べて、不适当に低い金額にて報酬が支払われる。
- 追加発注を受けた成果物に対して、報酬を支払ってもらえない。
- 消費税分の上乗せが認められず、税込扱いにさせられた。

まずは
「コンシェル」に
ご連絡ください。
電話オペレーターと弁護士が
常駐する相談窓口です。
詳しくは裏面へ

こんなお悩みを解決

- ✓ フリーランスの未払い被害経験率は7割、そのうち4割は泣き寝入り
- ✓ フリーランスの取引先の多くは、下請法の適用対象外（資本金1000万円以下）
- ✓ 顧問弁護士と契約するには年間30～60万円かかってしまう

年間保険料

補償対象期間1年、自己負担額なし

保険金額 (期間中支払限度額)	年間保険料
50万円	5,000円
120万円	10,000円
200万円	15,000円

お支払いする保険金

弁護士費用

相談料、着手金、報酬金、手数料、訴訟費用、
その他弁護士が委任事務処理を行う上で必要な費用

福利厚生制度「WELBOX」（自動付帯）

健康サポート

✓ WELBOX健診

全国約3,000の
健診機関ネットワークから
自由に選択可能！



レディース健診 23,500円 生活習慣病健診 32,500円
脳ドック健診 20,800円～ 人間ドック健診 特別価格

期間限定でさらにお得！！

✓ 特割ドック

毎年秋～冬の期間は
各種ドックを更に割引！
気になる病気の早期発見に役
立ちます。



スキルアップ支援

✓ E-ラーニング

スキマ時間を活用し、自分のペースで学ぶことができます。
忙しいあなたや、費用面で躊躇していた方にもお勧めです。



厳選の100選

- ・ TOEIC 対策
- ・ MOS 対策
- ・ ビジネスマナー
- ・ ビジネス法務
- ・ 初級ビジネス英語 など

✓ WELBOXビジネススクラスセミナー

日本最大級の研修・セミナー検索サービス。
年間1万件以上の掲載量。毎日新たな情報がアップ中。

<主なジャンル>
経営、ファイナンス、リスクマネジメント、
マーケティング、ビジネス資格など

子育て両立応援

✓ 全国の保育施設/サービスを会員価格で

保育施設	ベビーシッター	子供教育関係	育児用品
1,800施設	150メニュー	68メニュー	28メニュー

保育所の提携に関して独自の厳格な提携基準をクリアした
保育所とのみ提携しています。 ※施設数は2016年度実績

✓ 子育てナビ



◆掲載情報

- ・ 育児の基礎知識
(妊娠週別のワンポイント情報)
- ・ 何ヶ月から遠出可能？
- ・ こどもとママのデンタルケア
- ・ どう変わる？産前後ママの心 など

リラクゼーション

主要な温泉施設やスパ、マッサージが会員価格でご利用いただけます。

28% OFF



東京ドーム天然温泉
スパ ラクーア
利用料金 2,634円
会員価格 1,890 円



東京お台場
大江戸温泉物語
大人利用料金 2,680円
会員価格 1,986 円



タイムズ
スパ・レスタ
一般利用料金 2,750円
会員価格 2,300 円

箱根小涌園ユネッサン
大人通常 2,900円
会員価格 2,300 円



クイーンズウェイ
(リフレクソロジー)
チケット (1枚) 1,080円
会員価格 880 円

Always Relaxation
てもみん
てもみん
通常価格 1,080円
会員価格 870 円

相談ダイヤル

✓ 健康

- ・ WELBOX健康チャンネル

✓ メンタルヘルス

- ・ WELBOX健康チャンネル
メンタルヘルスサービス

✓ 介護

- ・ WELBOX介護チャンネル

✓ 育児

- ・ 育児相談ダイヤル

✓ 冠婚葬祭・マナー

- ・ 冠婚葬祭マナー相談
- ・ ビジネスマナー相談

✓ 暮らし

- ・ シニアライフ情報
- ・ ポランティア情報

✓ お金・法律

- ・ ファイナンシャル相談
- ・ 暮らしのトラブル相談
- ・ 税務相談

提供元



その他のキャリアサポートも充実（随時拡大中）



請求書発行



確定申告対策



報酬即払い



銀行・カード



法務相談



WiFi



名刺・チラシ制作

こだわりを印刷しよう



登記用住所
(バーチャルオフィス)



月額10%OFF

初期費用9,800円
無料

提携コワーキングスペース（毎月拡大中）

全国各地に
拡大中！

提携コワーキングスペースLIST

全国

入居新規契約の際、
1~3ヶ月のフリーレント！

Fabbit

国内20拠点、海外2拠点に展開。
フリーレントの期間は設けよ
って違うため、まずはお問い合わせを。

月額2,500円～
気軽に使える！

ビズコンフォート

入会金無料。全国どこでも使え
る全拠点プランを月額3,000円OFF。
各拠点プラン10%OFF。
(ライトプランは除く)。

月額料金が
1万円OFFで利用できる！

+Wander

入会金無料。全国6拠点+シンガポールのシ
エアオフィスをフリードアレス
で使えます。月額3円が特別
価格の2万円に！

世界中の3,000以上の拠点で
コワーキング！

リージャス / SPACES

Regus

120カ国900都市に3,000以上の
ビジネスセンターを展開。レン
タルオフィス利用料10%OFF。
会議室利用料が10%OFFに。

大阪府

インキュベーション
オフィス&コワーキング
Ogyaa's梅田

利用可能なフリーデスク
24時間
3日
6日
15日

入会費無料。契約開始から3カ
月間は会員10% OFF。※マン
スリー4~7再契約時は適用外、
その他サービス併用不可。

コワーキングスペース Umidass

入会金+1カ月分(約1万円相当)
が無料に。

OBPアカデミア

「アカデミアプラン」の月会費
14,000円が、初月5,000円OFFに。

TOTTORI
OSAKA

大人のための
サードプレイス

秘密基地のような
アットホームなスペース

シェアビルッジ@笠松

普段は使えない「平日日中」を協
会員向けに特別開放。

FUKUOKA

少人数での
セミナー開催にも便利

ビジネスサロン博多駅前

セミナールームレ
ンタル。コワーキ
ングスペース利用
とともにメンバーベ
ル格で提供。ソフ
トドリンク無料。

山口県

クリエイティブ
コワーキング「カラム」

3Dプリンター、レーザー
カッティングなども充
備！

1ドリンクトマチ1時間までサ
ービス(540円)3時間滞在OK、
以降延長1時間ごと200円ずつ
追加)

創業を感じ、体験できる
未来創造空間

miral365

店内カフェ飲み物チケット割
扣100%ジュース等400円前
後)21杯分で4,320円。

コダテル

初回利用2時間無料。初回宿泊
料1,000円OFF。会員料金、また
はゲスト利用料金をあらざっと
5%OFF。※複数料金の同時利
用は不可

ハニカム

初回利用料金無料。コーヒー1
杯無料。

全国の提携するコワーキングスペースで、優待サービスをご利用いただけます。
特典はパンフレット配布期間中も変更となる場合があります。最新情報はHPをご覧ください。

※本マップは2020年1月版です。

※本マップは2020年1月版です。

長野県

CREEKS COWORKING NAGANO

長野市を中心部の
カフェ併設スペース

1回の利用につきソフトドリン
ク1Drink無料に。

相談可能！
岩手県
コワーキングスペース
もりおか



Coworking Space Morioka

1日利用料金1,500円

500円に。

ママ・パパを応援する
保育つきシェオフィス

神奈川県
Maffice横濱元町



保育つきビジター利用料金(通
常1時間750円)が初回3時間
まで1時間750円に。

東京都

コワーキングスペース
茅場町 Co-Edo



平日18時までのドロップイン利用が500
円に(通常2時間以上の利用は1,000円)。



個人フリー契約の場合、月額利用料金が
10% OFFになります。特典は2019年1
月末以降変更予定。

月額利用料が10%
OFF

TURN harajuku

好立地！
原宿駅から徒歩3分の
立地

レンタル利用料が10% OFF、コワ
ーキング利用は年間利用が30% OFFに。

PANGEA TOKYO (広尾)

入会金通常50,000円のところ、半額の
25,000円+税でご利用できます。

co-ba shibuya

初期費用が半額に！

co-ba SHIBUYA

SHEworks (青山)

通常15,000円の入会金が無料に。女性限
定、会員審査制の質の高いコミュニティが
特徴。

GrinSpace (お茶の水)

自然をイメージした
落ち着きある空間

ベース 利用 料 金 か ら 10%
OFF。※会議室利用料金／イベ
ント貸切料金／月額会員料金は
対象外。

babyCo (荻窪)

親子で楽しめる
イベントもいろいろ！

ドロップイン利用料金から1時
間分(500円)無料(シッティン
グ料金別途発生)

ママ・パパにうれしい
シェオフィス



月額利用料10% OFFに！



通常月額20,000円のラウンジ
会員が、10% OFFの18,000円。